

## 神戸家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成29年2月14日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）本多俊雄（委員長），永澤紀子，小野裕美，川下由紀，北川 恵，柴田眞里，田守茂男，中溝茂雄，野元幸次，牧真千子，松本恭司，柳谷郁子  
（委員長を除き五十音順，敬称略）

（オブザーバー）白神恵子，山田 誠，竹内 尚，藤井祥裕，川住久美子，福森雅久

（説明者）横田眞由美

（庶務）柴山 真，中井隆子，千葉亜弓

### 4 議事

(1) 所長挨拶

(2) 前回テーマ「高齢化社会における家庭裁判所の役割について」のその後の取組状況の報告

(3) テーマ「少年の再非行防止に向けた取組について」の意見交換（別紙のとおり）

(4) 裁判所からの報告

来庁者アンケート【利用者の声】についての集計結果報告

(5) 次回のテーマ

裁判所における障害者配慮について

(6) 次回の開催日時

平成29年7月21日（金）午後1時30分から

(別紙)

## 意見交換

※ (委員長は■, 委員は○, 説明者は△で表示する。)

(意見交換に先立ち, テーマについて, パワーポイントを使用した説明を行った。)

■ 説明内容について, 御質問等があればお願いしたい。

○ 調査をする少年のうち, どれくらいの割合で, 教育的な働きかけを行っているのか。また, 非行の程度に応じて, どのような働きかけをしているのか。

△ 万引きや自転車の窃盗などの非行を行った少年に対しては, 集団で講習を受けさせたり, 公園の清掃活動をしてもらったりという働きかけを, ほぼ全員に対して行っている。被害の重大な非行, 再非行, 性非行といったものについては, 個別に働きかけを行っている。例えば医務室技官である医師に講習をしてもらったり, 調査官がその少年の問題に応じた働きかけを行ったりしている。

○ ネット上で悪口を書き込むなどのいじめ問題に対して, 何か取組をしているのか。

△ インターネット, SNSといったものが生まれた時からある子どもたちが, そのようなツールによって様々な非行に巻き込まれたり, 非行の原因になっているということに対しては, 家庭裁判所でも取り組まなければならない問題であると認識している。今は学校でもインターネット教育に力を入れておられるが, 家庭裁判所でこういった教育をする場合に, どのようなことができるかについては, ぜひ御意見を頂戴したいと考えている。

いじめ問題については, 恐喝, 傷害, ネット上での誹謗中傷による名誉棄損などいろいろな事件で家庭裁判所に係属するが, いじめたという事実だけでなく, 少年が抱えている様々な問題に応じて, どのような働きかけが良いのかということを考えている。

○ 保護者の会を行うに当たり, 工夫していることや課題と考えていることはある

か。

△ 保護者の中には、意欲を持って子どものために頑張ろうという気持ちにならない人や、家庭裁判所に来ることも嫌がる人がいる。特に、再非行少年の保護者には、子どもに対する無関心や、保護者自身の法規範の軽視が目立つ。裁判官や調査官が、保護者に対してもいろいろと話をし働きかけてはいるが、そういう人たちをどう動かしていくかということについても御意見をお伺いしたい。

○ 教育的働きかけを受ける少年は、素直に講習等のプログラムを受けているのか。

△ 万引防止講習，自転車盗防止講習，公園清掃活動などに参加する少年は，家庭裁判所に呼ばれたということを重く受け止めてくれている。中には不満な様子の少年もいるが，8割，9割は非常に真面目に取り組んでいる。

■ 家庭裁判所がどのように教育的な働きかけをしていくかを考えるに当たり，今の非行を犯す少年の傾向や，少年事件数減少の原因などでお感じになることはあるか。

○ 事件数減少の原因はわからないが，SNS等の普及により交友関係や活動範囲が従来よりも広くなり，我々が認知できていないだけで，もしかしたら，少年の非行は減少しているのではなく，本当は見えないところで広がっているのかもしれない。また，例えば発達障害の子どもによる再非行という問題は以前からあったが，従来は現象的な面に囚われていて，把握できていなかったのではないだろうか。親も子どもの特性を把握せずに，現象的な面だけを見て対応しているので，根本的な解決に至らないのではないかと感じる。児童自立支援施設などにいる間はよくても，帰るとまた非行を犯すということがあり，これは子ども自身の問題であるとともに，家族や地域で子どもに対する理解が十分でないという感じがする。

○ 事件数減少の原因として，少子化の影響はある。学校規模自体が小さくなっており，1校当たりの問題行動の件数は少なくなっている。また，30年くらい前

に学校が荒れていたような時代と比べると、集団での暴力行為も減っている。

- 家庭裁判所では、再非行少年数などの統計はとっているのか。
- △ 例えば、万引防止講習を受けた少年の中で、1年以内に再非行を犯した少年がどれくらいいたかということは調べている。再非行に関する統計の必要性は感じているので、何度目の係属かといった数字を拾い上げ、分析した上で、働きかけの焦点をどこに置くのかを考えていくようにしたい。
- シンナーや暴走行為、集団で仲間以外の人を恐喝するといった行為は減少した。最近では、仲間内でいじめのような形で恐喝などをすることが多い。最近では、人と人との関係の持ち方が、SNSで見知らぬ人とつながり、広がっていくというように変化しているので、昔のように、悪い友達とは会わないとか、関係を断ち切るといった約束をして、少年の方から会いに行かなくても、スマホにLINE等で連絡が入ってしまって、本人の努力で抜け出すことが難しいという状況が増えているという印象がある。
- 再非行の原因は把握しているのか。
- △ 個々の少年が持つ問題ごとに異なるが、本人がやる気になって頑張ろうと思っても、家庭環境や友達関係が変わらないために、最初は我慢していても次第に再び誘われるようになるということがある。また、仕事や学校に定着できなくて、目的もなくふらふらしていると、刺激を求めるようになり、手っ取り早く刺激を得るために悪いことをするというように、遊びのつもりで繰り返すことがある。
- インターネットを利用して再非行が起こるケース、発達障害などの資質上の問題があって、働きかけても改善につながらないケース、親が非協力的で環境が変わらないケースがあるが、このようなケースについて、再非行防止のために効果的な働きかけがあるかについて御意見をいただきたい。
- 10代の子どもたちのネットへの依存度や、スマホの使い方などには、我々がこれまでに経験してきた常識や尺度では計り知れないものがあるので、特効薬を

見つけるのは難しいが、彼らの価値観や、ネットの使い方などをまず知る必要があるだろう。

- 子どもに発達障害があっても、それを家族がきちんと理解しているということや、少年が困ったときに頼れる人がいるということが大切である。親が無理であっても、頼れる大人がどれだけ長いスパンで見守っていけるかということが大切である。
- 少年は、処分が出るまでの間に、裁判官、調査官、付添人らが働きかけているときは一生懸命立ち直ろうと頑張る。働きかけの方法として、スマホなどのインターネット教育ができればベターだとは思いますが、それがなければ働きかけとして不足しているかという点、そうではなく、働きかけているその瞬間はそれなりに思いが届いている気はする。ただ、働きかけが終わったその先が難しいのではないかな。
- 家庭裁判所の保護者に対する働きかけの在り方について、御意見をいただきたい。
- 親は自信を持って、親の言葉で子どもにきちんと話しかけた方が子どもの心に響く。家庭裁判所では、是非もっと親に対する働きかけをした方が良い。
- 保護者に対しては、何度も会って話をし、正しい知識を繰り返し伝えていくことが大切である。
- 親を教育するのに決まった方法というものはない。批判するだけでは受け入れてもらえないので、ここまでは許容できるがこれ以上はだめだということとその都度考えながら対応するのが良い。
- 心身に問題を抱えた少年の再非行防止のために、家庭裁判所としてどのような働きかけができるかについて御意見をいただきたい。
- 子どもに発達障害があっても、そのことを親が受け入れられるかという問題もあるが、そのような子どもの親に対しては、動機付けがしやすいことが多い。調査の過程で子どもの発達面の問題が明らかになった場合、どのように親や子ども

に伝えているのか。

- △ 家庭裁判所が診断をつけることはできないが、成育歴や家庭内で起こっている問題から、発達に問題がある可能性があれば、鑑別所で心身鑑別をしてもらったり、調査官が知能検査をするなどして、少年の特性について保護者に伝えることはある。しかし、14歳を過ぎてもまだ医療機関を受診していないということは、親がその問題を受け入れたくないことも多い。また、子どもが発達障害だから非行を犯しても仕方がないと考えている親もいる。家裁で対応が難しいケースはなるべく専門機関に引き継げるように努力している。
- 学校や児童相談所などの関係機関だけでなく、行政ともうまく連携していけるようなシステムを作るよう検討すべきである。
- 教育的な働きかけに民間の力を借りることについて、御意見をいただきたい。
- 団体競技などのスポーツをしている団体の協力を得るのはどうか。能力開発、人間関係の構築の面でもスポーツは有効である。
- 刑務所では、薬物依存から立ち直った元受刑者を講師として招いて、話をしてもらおうことがあると聞いたことがある。可能かどうかはわからないが、家庭裁判所でも少年と年齢が近く、過去に非行歴のある人から、どのように立ち直ったかという話をしてもらおうなどしてはどうか。
- 現在お願いしている補導委託先は、どのような経緯で選ばれたのか。
- △ 元々、こういったボランティアをやってみたいという方がいて、その方からの御紹介で広がっているところが多い。また、係属した少年の雇用主と調査でお会いした際に、「他の子の面倒も見てやるよ。」というお話をいただき、人物として非常に信頼のおける方であったため、お願いしたこともある。
- 補導委託という活動は、あまり知られていないのではないか。民間の力を借りざるを得ない以上、このような活動をしていることをもう少しアピールしても良いのではないか。
- △ 少年の中には、親の問題や環境の問題があって親元には帰せない少年がいる。

しかし少年院送致にするほどではないという場合に，社会に出るまでのワンステップとして，補導委託を使うことがある。親を変えることは難しいが，少年は補導委託先での生活で変わってくれることも多い。しかし，実際は補導委託先の数や職種が限られており，その少年に合った補導委託先が見つからないこともあるので，もっと補導委託先があることが望ましい。

- 山の家や観光農場といったゆっくり大人と話ができるようなところが良いのではないか。
- △ 牧場など動物相手の場所は，学ぶことも多いようで，仔牛や仔馬が産まれたりするようなところを補導委託先にしている庁もある。
- 盲導犬協会ではボランティアの募集をしているところもあるのではないか。そういったところに協力を求めてはどうか。
- 貴重な御意見，御提言をいただいたので，可能な限り家庭裁判所の少年事件における教育的働きかけに結び付けていきたい。